

令和4年
第4回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
11月14日(月)	○議事日程	3
	○本日の会議に付した事件	4
	○出席、欠席議員	5
	○職務のため出席した者	5
	○説明のため出席した者	5
	○開会と開議の宣告	6
	○議事日程の報告	6
	○議会運営委員会委員長報告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○管理者報告	6
	○管理者提出議案の一括上程	9
	◇議案第 7号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について	
	◇議案第 8号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について	
	◇議案第 9号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について	
	◇認定第 1号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について	
	◇議案第10号 蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の	

条例

◇議案第11号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例

◇議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第13号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合計補正予算（第1号）

○議会運営委員会委員長報告…………… 10

○議案第8号の撤回の件の説明、採決…………… 10

○議案第7号及び議案第9号の説明、質疑、委員会付託、
討論、採決…………… 10

○管理者提出議案の説明…………… 11

○決算認定に関する代表監査委員の報告…………… 19

○認定第1号及び議案第10号から議案第13号に対する
質疑…………… 20

○認定第1号及び議案第10号から議案第13号の委員会
付託…………… 20

○散会の宣告…………… 20

11月15日（火）○休 会

11月16日（水）○休 会

11月17日（木）○休 会

11月18日（金）○議事日程…………… 21

○出席、欠席議員…………… 22

○職務のため出席した者…………… 22

○説明のため出席した者…………… 22

○開議の宣告…………… 23

○議事日程の報告…………… 23

○議会運営委員会委員長報告…………… 23

○一般質問…………… 23

○管理者提出議案の一括追加上程…………… 23

◇議案第14号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について	
◇議案第15号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について	
○管理者提出議案の説明	23
○議案第14号及び議案第15号に対する質疑、委員会付託、討論、採決	24
○付託事件に対する委員長報告	24
◇総務常任委員会副委員長 三輪かずよし 議員	
◇業務常任委員会委員長 大石圭子 議員	
○委員長報告に対する質疑	27
○討論、採決	28
○閉会中の継続審査事項の委員会付託	29
○閉会の宣告	29

令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 令和4年11月14日
至 令和4年11月18日 5日間

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	11月14日	月	午前10時	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○議案第7号から第9号の説明、 質疑、委員会付託、討論、採決 ○認定第1号、議案第10号から議 案第13号の説明 ○監査報告 ○認定第1号、議案第10号から議 案第13号に対する質疑 ○認定第1号、議案第10号から議 案第13号の委員会付託
				本会議散会后	委 員 会
2	11月15日	火		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
3	11月16日	水		休 会	
4	11月17日	木		休 会	
5	11月18日	金	午前10時	本 会 議	○開 議 ○一般質問

					<ul style="list-style-type: none">○付託事件に対する委員長報告○委員長報告に対する質疑○討論、採決○閉会中の継続審査事項の委員会 付託○閉 会
--	--	--	--	--	--

蕨戸田組告示第5号

令和4年11月7日

令和4年11月14日、令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）
を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	武下涼	議員	2番	宮下奈美	議員
3番	中野たかゆき	議員	4番	今井陽子	議員
5番	古川歩	議員	6番	本田てい子	議員
7番	大石圭子	議員	8番	根本浩	議員
9番	三輪かずよし	議員	10番	前川やすえ	議員
11番	小金澤優	議員	12番	むとう葉子	議員
13番	竹内正明	議員	14番	野澤茂雅	議員
15番	矢澤青河	議員	16番	本田哲	議員
17番	峯岸義雄	議員	18番	そごう拓也	議員
19番	山崎雅俊	議員	20番	榎本守明	議員

◇不応招議員 なし

令和 4 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月14日（月）

令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和4年11月14日（月）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 管理者報告
7. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第 7号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について
 - (2) 議案第 8号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について
 - (3) 議案第 9号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について
 - (4) 認定第 1号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
 - (5) 議案第10号 蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
 - (6) 議案第11号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例
 - (7) 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (8) 議案第13号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
8. 議案第7号から議案第9号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決
9. 認定第1号、議案第10号から議案第13号の説明
10. 決算認定に関する代表監査委員の報告
11. 認定第1号、議案第10号から議案第13号に対する質疑
12. 認定第1号、議案第10号から議案第13号の委員会付託
13. 散 会

◇ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

8. 委員長報告

(1) 議会運営委員会委員長

9. 議案第8号の撤回の件の説明、採決

10. 議案第7号及び議案第9号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決

11. 認定第1号、議案第10号から議案第13号の説明

12. 決算認定に関する代表監査委員の報告

13. 認定第1号、議案第10号から議案第13号に対する質疑

14. 認定第1号、議案第10号から議案第13号の委員会付託

15. 散 会

令和4年11月14日（月）

◇出席議員（20名）

1番	武下涼	議員	2番	宮下奈美	議員
3番	中野たかゆき	議員	4番	今井陽子	議員
5番	古川歩	議員	6番	本田てい子	議員
7番	大石圭子	議員	8番	根本浩	議員
9番	三輪かずよし	議員	10番	前川やすえ	議員
11番	小金澤優	議員	12番	むとう葉子	議員
13番	竹内正明	議員	14番	野澤茂雅	議員
15番	矢澤青河	議員	16番	本田哲	議員
17番	峯岸義雄	議員	18番	そごう拓也	議員
19番	山崎雅俊	議員	20番	榎本守明	議員

◇欠席議員（なし）

◇職務のため出席した者

甲斐基樹 書記長

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	今井 良助	代表監査委員
菅原 文仁	副管理者	小柴 正樹	嘱託
奥田 純子	会計管理者	小谷野賢一	嘱託
渡辺 靖夫	事務局長	有里 友希	嘱託
山本 義幸	次長	吉野 博司	嘱託
木村 和正	総務課長	栗原 誠	嘱託

令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和4年11月14日(月曜日)
午前10時00分開会

◎開会と開議の宣告

○**峯岸義雄議長** ただいまより、令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○**峯岸義雄議長** 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎議会運営委員会委員長報告

○**峯岸義雄議長** 最初に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○**7番 大石圭子議員** おはようございます。
令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会に係る議会運営委員会を去る11月2日に開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照をお願いいたします。

まず、会期日程でございますが、蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日11月14日から11月18日までの5日間とすることに決定いたしました。

一般質問の発言通告は11月15日午前10時までとする、また、質疑の発言通告は代表監査委員の報告後、本会議再開時ま

でとする、以上のとおり決定いたしました。

次に、議事日程であります。審議の結果お配りいたしましたとおりであります。議案第7号から議案第9号につきましては、人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議することに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○**峯岸義雄議長** 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

5番 古川 歩 議員

15番 矢澤 青河 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○**峯岸義雄議長** 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11月14日から11月18日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

◎管理者報告

○**峯岸義雄議長** 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○**頼高英雄管理者** おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

なお、本組合議会の定例会は年内最後となりますが、議員の皆様には、組合業務の円滑なる運営につきまして特段のご協力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

また、去る10月3日には組合議会研修会として、実際にごみ処理施設の工場棟の中に入られるなど組合の各施設の見学をいただいたとのことであり、令和元年度から行ってまいりました基幹的設備改良工事の状況や各施設の運転状況についてご確認、ご理解をいただけたものと存じます。

さて、本定例会に提出する案件は、人事案件3件、決算認定1件、条例案3件、予算案1件の計8件であります。

慎重なるご審議の上、ご同意、ご認定、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これから前定例会後の主なる事項についてご報告申し上げます。

最初に、例年実施しておりますダイオキシン類の測定結果について申し上げます。

まず、環境への影響が大きい、ごみ焼却に伴って大気中に放出される排気ガス中のダイオキシン類の濃度につきましては、A号炉0.0002ナノグラム、B号炉0.00053ナノグラム、C号炉0.0029ナノグラムという結果となりました。

令和元年度から継続事業として実施してきた基幹的設備改良工事の施工前に比べ、大気中に放出されるダイオキシン類は100分の3以下に削減されており、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値である5ナノ

グラムを大幅に下回り、このたびの改良工事において排気ガスの処理方式を変更し、導入した新たな処理設備が早速成果を発揮いたしました。

また、土壌中のダイオキシンにつきましては、測定箇所をさいたま市の中学校の敷地内2か所、戸田市美女木二丁目地内の外仲田公園及び組合敷地内5か所の合わせて8か所のサンプリングを行いました。

数値につきましては、南浦和中学校は10ピコグラム、内谷中学校は3.1ピコグラム、組合敷地内は5.4ピコグラムから480ピコグラム、外仲田公園は44ピコグラムという結果となりました。

測定結果については、前年度と比べ僅かではありますが減少し、全て環境省の環境対策基準値とされる1,000ピコグラム以下となっております。

次に、本年度4月から9月までの上半期のごみの搬入状況について申し上げます。

まず、生活系可燃ごみの搬入量は1万6,250トンとなり、前年度同期と比較して513トン、率にして3.1%の減少となりました。

生活系可燃ごみは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛や在宅勤務の増加などによって令和2年度に大きく増加して以降、令和3年度には減少傾向に転じ、本年、令和4年度にはコロナ禍以前の令和元年度の搬入量を262トン、率にして1.6%下回りました。

一方、事業系可燃ごみにつきましては、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止措置の地域指定、営業自粛要請などにより令和2年度に搬入量が減少に転じて以降、令和3年度も減少傾向は継続していましたが、令和4年度は9,702トンとなり、前年度に比べ11トン、率にして0.1%

と、僅かではあります但しコロナ禍以降初めて増加に転じました。

令和元年度との比較では1,084トン、率にして10.0%と大きく減少してはいますが、事業系可燃ごみは現状でごみの総搬入量の約32%を占めていることから、今後の搬入状況を注視してまいります。

生活系、事業系を合わせた可燃ごみ合計は2万5,953トンとなり、前年度同期と比較して502トン、率にして1.9%の減少、また、コロナ禍前の令和元年度との比較では1,346トン、率にして4.9%の減少という結果でありました。

可燃ごみ以外の生活系ごみでは、前年度同期と比較して粗大ごみは68トン、率にして7.1%、不燃ごみは113トン、率にして11.7%といずれも大きく減少しました。

令和元年度との比較では、不燃ごみが5.3%減少したものの、粗大ごみでは0.1%増加となっております。

また、リサイクルプラザに搬入されました資源ごみでは、前年度同期と比較し、プラスチック類の7.2%を筆頭に、金属缶類は6.6%、ガラス瓶類3.4%と減少したものの、ペットボトルは1.2%、紙類は3.1%の増加となりました。

資源ごみ全体での搬入量は2,978トンとなり、前年同期と比較し105トン、率にして3.4%の減少となりましたが、令和元年度との比較では143トン、率にして5.0%の増加となっております。

この結果、ごみの総搬入量は3万712トンとなり、前年度同期との比較では798トン、率にして2.5%の減少となっております。

また、コロナ禍以前の令和元年度との比較では1,317トン、率にして4.1%

の減少となりました。

以上、本年度上半期のごみの搬入状況について申し上げますが、令和2年度以降のごみの搬入状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染動向に大きく影響を受けてまいりました。これから冬場を迎え、専門家の間では第8波の到来も予測されておりますので、今後も状況を注視し、ごみの処理に支障を来すことのないよう対応してまいります。

次に、回収資源売払金について申し上げます。

本年度10月から12月分までの第3四半期における主要品目の1キログラム当たりの売却単価は、スチール缶52円47銭、アルミ缶238円70銭、ペットボトル149円38銭、破碎鉄39円79銭8厘、焼却鉄14円71銭8厘となりました。

それぞれの品目ごとに前年度同期の第3四半期の売却単価と比較しますと、スチール缶、アルミ缶の缶類は僅かに減少、破碎鉄、焼却鉄の鉄類は僅かに増加いたしました。

搬入量が継続的に増加しているペットボトルは特徴的で、前年度第3四半期の71円50銭が149円38銭と倍額以上となり、売却開始以降の最高額を更新しました。

9月末時点での回収資源売払金に係る全品目の調定額は、令和3年度同時期の8,428万円に対して本年度は1億2,646万円と50.0%増加しており、初めて回収資源売払金の決算額が2億円を超えた令和3年度と比較しても順調に推移しております。

なお、主要品目の売却単価につきましては、ペットボトルは前年度から継続して上昇しておりますが、スチール缶、アルミ缶、破碎鉄、焼却鉄につきましては、令和4年

度第1四半期までは上昇しておりましたが、第2・第3四半期と連続して下降しておりますので、今後の動向を注視してまいります。

最後に、再生家具の展示販売について申し上げます。

再生家具につきましては、市民から粗大ごみとして出された家具類の再利用、いわゆるリユースを促進するため、リサイクルプラザ内にあります再生工房にて修理、手入れを施した後、廉価で販売するものがあります。

今年度、2回目の入札販売を10月17日から22日の6日間実施いたしました。

前回の開催から、市民の方に来場いただき行う通常の入札に加えて、インターネットを利用した入札を同時に行っております。

今回は250点の展示品のうち133点が落札され、再利用されることとなりました。うちインターネットからの落札は、約1割の13点でありました。

今後、在庫品について、来週の21日から25日まで先着販売を行います。それでも売れ残ったものについては、本年8月30日に協定を締結した、地域の情報サイトであり家具などのリユース情報を掲載しているジモティーに出品し、さらなる有効活用を図るとともに、リユースの啓発及びごみの削減につなげてまいりたいと考えております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○**峯岸義雄議長** これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、人事案件3件、決算認定1件、条例案3件、予算案1件の計8件であり、件名を書記が朗読いた

します。

[書記朗読]

議案第 7号 蕨戸田衛生センター組合
公平委員会委員の選任の
同意について

議案第 8号 蕨戸田衛生センター組合
公平委員会委員の選任の
同意について

議案第 9号 蕨戸田衛生センター組合
公平委員会委員の選任の
同意について

認定第 1号 令和3年度蕨戸田衛生セ
ンター組合会計歳入歳出
決算認定について

議案第10号 蕨戸田衛生センター組合
職員の定年等に関する条
例等の一部を改正する等
の条例

議案第11号 会計年度任用職員の報酬
等に関する条例

議案第12号 職員の育児休業等に関す
る条例の一部を改正する
条例

議案第13号 令和4年度蕨戸田衛生セ
ンター組合会計補正予算
(第1号)

○19番 **山崎雅俊議員** 議長、暫時休憩を
お願いします。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前11時39分再開

◎再開の宣告

○**峯岸義雄議長** 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

◎議会運営委員会委員長報告

○峯岸義雄議長 議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○7番 大石圭子議員 ただいま議会運営委員会を開催いたしましたところ、次の事項が決定いたしましたのでご報告いたします。

議案第8号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」の撤回の件は、本日の日程に追加し、議題とする。

以上で報告を終わります。

○峯岸義雄議長 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありました議案第8号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」の撤回の件について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認め、議案第8号の撤回の件を日程に追加し、議題いたします。

◎議案第8号の撤回の件の説明、採決

○峯岸義雄議長 管理者に説明を求めます。
頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 議案第8号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」の撤回の件について申し上げます。

選任を予定しておりました秋元善行氏に

係る諸般の事情により、本議案を撤回することについて、蕨戸田衛生センター組合議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求めるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○峯岸義雄議長 お諮りいたします。

ただいま管理者より説明がありました議案第8号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」の撤回の件については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」の撤回の件は承認することに決定いたしました。

◎議案第7号及び議案第9号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決

○峯岸義雄議長 次に、議案第8号を除く管理者提出議案を一括して議題といたします。

これより議案第7号及び第9号の2件を議題とし、先議いたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいま上程いたしました議案について、提案理由を申し上げます。

議案第7号及び議案第9号の2件につきましては、蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意についてでありますので、一括して申し上げます。

本案2件は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会委員の選任の同意を求めるものであります。

委員の任期が来たる12月10日をもって満了となりますので、蕨、戸田両市に委

員の選任について推薦方お願いしてありましたところ、両市より推薦がありましたので、関係法規の規定に基づきここに提案をするものであります。

推薦をいただいた方は、蕨市より新任となります高島松男氏、戸田市より新任となります奥墨 章氏であります。

なお、それぞれの方の経歴書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○**峯岸義雄議長** お諮りいたします。

本案2件は、質疑を終結し、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

討論を終結し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

最初に、議案第7号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」であります。本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、議案第9号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」であります。本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎管理者提出議案の説明

○**峯岸義雄議長** これより、認定第1号及び議案第10号から議案第13号を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○**頼高英雄管理者** ただいま、公平委員会委員の選任についてご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、引き続き、認定第1号及び議案第10号から議案第13号についてご説明申し上げます。

まず、認定第1号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定」について申し上げます。

本認定に当たりましては、監査委員の方々には去る8月25日に決算書、附属書類及び帳簿等について慎重なご審議を賜り、本定例会にご提案できましたことを改めまして本席より感謝申し上げます。

また、議員の皆様には、令和3年度の予算の執行に当たり格別なご指導を賜り、組合の業務が円滑に運営され、所期の目的を達成できましたことに対し、重ねて感謝申し上げます。

つきましては、ここに監査委員の決算審査意見書を付して認定をお願いするものであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算のそれぞれの総額32億2,170万9,000円に対しまして、歳入決算額は32億8,286万5,293円、執行率は101.9%であ

ります。

一方、歳出決算額は31億6,015万1,520円、執行率は98.1%であります。

歳入歳出差引額は1億2,271万3,773円となり、全額を翌年度に繰越しすることとなりました。

前年度と比較いたしますと、歳入は7億9,265万7,311円、率にして19.4%の大幅な減額となりました。

その主な要因は、基幹的設備改良事業の事業費が減額となったため、第3款国庫支出金及び第7款組合債が減額となったことによるものであります。

また、歳出につきましても7億5,386万9,689円、率にして19.3%の大幅な減額となりました。

その主な要因は、こちらも基幹的設備改良事業の事業費の減額により、第3款衛生費の支出が減額となったことによるものであります。

なお、詳細につきましては事務局からご説明をいたしますので、お聞き取りをお願い申し上げます。

次に、議案第10号「蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年等に関して、国家公務員に準じた措置を講じるため、関連する組合職員の定年等に関する条例をはじめとする複数の条例について所要の改正を行うとともに、1つの条例の廃止を行うものであります。

主な内容といたしましては、5点となります。

1点目は、職員の定年退職の年齢を令和5年4月から令和13年4月にかけて2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、現行の60歳から65歳に延長する。

2点目は、原則として管理職手当の支給を受けている職員について、60歳に到達した年度の末日をもって管理職以外の職に降任する管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年の制度を導入する。

3点目は、60歳に到達した職員については、翌年度の4月1日以降、従前の7割水準の給与額とする。

4点目は、60歳に達した職員について、翌年度から定年年齢までの間、引き続きフルタイムの常勤職員として勤務するか、一度退職し、再任用の短時間勤務の職員として採用され勤務するかを選択可能とし、その場合の新たな制度として定年前再任用短時間勤務制を導入する。

5点目は、定年年齢を段階的に引き上げることにより生ずる定年以降65歳に到達する年度までの間の職員について、経過措置として、現在ある再任用制度に相当する暫定再任用制度を設け、この新たな制度を設けることにより、現在ある職員の再任用に関する条例は廃止とする。

以上、議案第10号のご説明となります。

次に、議案第11号「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」について申し上げます。

会計年度任用職員は、地方公務員法において、1年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員と定義されており、短時間勤務とフルタイムで勤務する2つの形があります。

組合においては、これまでこのような形での職員の採用は行っておりませんでした。職員が育児休業を取得した場合などに

対応するため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条及び第3条は、短時間勤務となる職員を第1号会計年度任用職員とし、報酬、時間外勤務手当及び期末手当などと、費用弁償として支給する通勤手当について定めております。

第4条は、フルタイム職員を第2号会計年度任用職員とし、給料、地域手当、時間外勤務手当及び期末手当などの支給について定めております。

第5条は報酬等の減額について、第6条は報酬等の支給について、第7条は規則への委任について定めております。

以上、議案第11号のご説明となります。

次に、議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は、議案第10号「蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」及び新たに制定いたします議案第11号「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」の施行に伴う条文の改正並びに非常勤職員となる会計年度任用職員に関する育児休業の条文を追加するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数がこれまで同一の子について原則1回であったものが2回となったことによる所要の改正を行うものであります。

以上、議案第12号のご説明となります。

最後に、議案第13号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1

号）」について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ629万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を21億3,417万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出についてご説明いたしますので、補正予算書の5ページをご覧ください。

今回の補正は、第3款衛生費を増額するものであります。

第1目清掃総務費、12節の委託料については、電気主任技術者業務委託料として60万円を増額しております。

電気主任技術者は、組合の施設を運営する上で、電気に関する保安監督者として法律により設置義務がありますが、電気主任技術者の資格を有する職員が本年12月末をもって退職するため、この業務を委託するための費用を新たに補正予算として計上するものであります。

次の第2目塵芥処理費は、10節需用費の薬品費を495万円増額しております。

ごみを焼却した際に発生する排気ガスを処理する薬品の脱硝用尿素水が、輸入する原材料の高騰により購入金額が上昇したことにより増額するものであります。

また、第4目リサイクル促進費は、12節委託料を74万円増額しております。

リサイクルプラザへのペットボトルの搬入量の増加に伴い、作業量の増に伴う超過勤務分の費用を増額するものであります。

なお、歳入につきましては、第5款繰越金を629万円増額し、財源の調整を図っております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○**峯岸義雄議長** 続いて、事務局長に詳細説明を求めます。

渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 私からは、認定第1号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定」の詳細についてご説明いたします。

お手元の歳入歳出決算書の事項別明細書によりご説明させていただきますので、7ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

第1款分担金及び負担金のうち第1目組合分担金は、組合規約及び施設整備基金条例の規定に基づき12億7,684万5,000円を収入いたしました。内訳といたしましては、蕨市が5億4,868万8,000円、分担率は43.0%、戸田市が7億2,815万7,000円、分担率は57.0%でございました。前年度に比べ蕨市が3,430万5,000円、戸田市が4,407万3,000円、総額で7,837万8,000円、率にして5.8%の減少となりました。

なお、蕨市43.0%、戸田市57.0%の分担率につきましては、前年度と同率でございました。

うち組合運営の経費である1節組合分担金は12億1,684万5,000円で、蕨市が5億1,868万8,000円、分担率42.6%、戸田市が6億9,815万7,000円、分担率57.4%をそれぞれご負担いただきました。

また、将来の施設整備費用の積立てである2節施設整備基金分担金は、前年度に比べ2,000万円多い6,000万円で、蕨市、戸田市ともに3,000万円ずつご負担いただいております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1目手数料は、事業系可燃ごみと浄化槽汚泥の処分手数料で、4億763万3,050円

となり、前年度比1,192万2,900円、率にして2.8%の減収でございました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、前年度に引き続き営業自粛や時間短縮営業の要請をはじめ多くの企業が経済活動に様々な制約を受けました。そのため、事業系ごみの搬入量は1万8,260トンとなり、前年度比で517トン、率にして2.8%減少し、近年の増加傾向から5年ぶりに減少に転じた昨年度に続き2年連続の減少となりました。コロナ禍以前の令和元年度との比較では、2,033トンと大きく減少しております。次ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金では、国から6億1,280万8,000円の交付を受けました。基幹的設備改良工事に係る事業費のうち補助対象事業費の2分の1が交付されたもので、前年度よりも事業費が減ったため、交付額も4億1,213万9,000円、率にして40.2%減少しております。

また、第4款財産収入、第1項財産運用収入の第1目利子及び配当金では、施設整備基金を定期預金で資金運用した運用益105万738円を計上いたしました。

第2項財産売払収入の第1目物品売払収入では、老朽化した機器類の更新に併せ、不要となった機器類を155万6,395円でスクラップとして処分いたしました。

第5款繰越金は1億6,150万1,395円で、前年度比4,783万6,718円の増加でございました。

9ページをご覧ください。

第6款諸収入は2億4,547万715円で、前年度に比べ9,103万4,204円、率にして58.9%の大幅な増収とな

りました。

第1目回収資源売払金は2億131万2,346円で、前年度比7,921万4,272円、率にして64.9%と大幅に増加いたしました。売払単価が最高値を更新したことにより、前年度比4,244万2,821円、70.7%と大幅に増加したアルミ缶をはじめ、ペットボトル、破碎鉄、スチール缶など多くの主要な品目の売払単価も最高値や最高値に近い金額で堅調に推移したことが大きな増収につながりました。

なお、アルミ缶の売却額は1億246万3,112円となり、資源物の売払い開始以降、単一品目の年間売却額が初めて1億円を超えました。

第2目電力売払収入はごみ焼却により発電した電力で、施設の運営に必要な電力を賄った上で余剰となった夜間や日曜日などの電力を売却したもので、前年度比1,208万7,764円、率にして52.4%と大幅増の3,516万7,648円で行いました。現在施工中の基幹的設備改良工事において、令和2年度に3炉ある焼却炉のうちA号炉、B号炉の2系統の機器類を省エネルギータイプのものに更新したことなどにより売却電力量が増えたため増収となったものでございます。

次ページをお開きください。

第3目弁償金は福島原子力発電所事故に関連し、最終処分場に提出を義務づけられた焼却灰の放射性物質濃度の測定費用相当額を損害賠償金として収入したものでございます。

第4目雑入は894万7,392円を収入いたしました。蕨・戸田の両市がごみの収集運搬業務を委託している2業者に対する収集運搬車両の駐車場及び仮設事務所用

地の土地使用料781万2,760円などを計上しております。

第7款組合債、第1目衛生債では、前年度に比べ4億3,020万円減の5億7,600万円となりました。ごみ焼却施設に係る基幹的設備改良工事の事業費として、埼玉りそな銀行から利率0.16%で借入れをいたしました。

最下段、歳入合計欄をご覧ください。

以上によりまして令和3年度の歳入合計は32億8,286万5,293円となり、前年度と比較して7億9,265万7,311円、率にして19.4%の大幅な減少となりました。

主な減少要因といたしましては、基幹的設備改良事業に係る事業費の減少に伴う国庫支出金及び組合債の大幅な減少でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

まず、第1款議会費は、議員20名の報酬をはじめ組合議会の運営に要した経費で、1,482万7,486円を支出いたしました。

第2款総務費では2億4,929万2,327円を執行いたしました。

第1目一般管理費は、特別職の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要した経費で、2億4,876万101円となり、前年度比630万3,160円、率にして2.6%の増加となりました。

それでは、主なものをご説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、正副管理者及び職員25名の人件費で、2億1,955万7,705円となり、前年度に比べ2,254万821円増加いたしました。

次ページをご覧ください。

主な増加要因といたしましては、定年退職職員が前年度の1名から2名に増えたことなどにより退職手当の支給額が2,407万9,710円増加したことでございます。

13ページをご覧ください。

12節委託料では、管理運営上必要な経常的な業務12件の委託を1,605万3,921円で執行いたしました。

次ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料のうち文書管理システム使用料につきましては、老朽化及び旧システムの保守終了に対応し導入したクラウド型文書管理システムに係るものでございます。

15ページをご覧ください。

26節公課費の汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害者を救済するための補償制度に係る負担金でございます。

第2目公平委員会費は、委員会に付託する案件がございませんでしたので、全額不用額といたしました。

第2項監査委員費は、監査に要した経費として例月出納検査及び決算審査1回、定期事務監査3回の開催に係る費用53万2,226円を執行いたしました。

次ページをお開きください。

第3款衛生費の支出額は27億7,214万2,188円で、前年度比7億8,485万4,787円、率にして22.1%の大幅な減少となりました。

第1目清掃総務費では1億1,391万1,118円の支出となり、前年度に比べ382万823円、3.5%の増加となりました。

主な支出は、10節需用費のうちの光熱水費7,642万2,280円で、主に施設の運転などに係る電力料金でございます。

なお、令和3年度はごみ焼却に伴う自家発

電によってごみ処理に必要な電力の87.1%を賄うことができました。また、残りの外部調達電力についても、東京電力でなく、特定規模電気事業者である荏原環境プラント株式会社から購入することにより515万7,987円を削減いたしました。

そのほか、12節委託料のうち分析委託では、環境管理に万全を期すため、関係法令等に基づきダイオキシン類や放射性物質などの測定、分析を776万6,660円で実施いたしました。

14節工事請負費では、工場棟2階の空調機の更新ほか1件を執行いたしました。

17ページをご覧ください。

18節負担金、補助金及び交付金では、焼却灰の搬出先自治体への環境保全協力金などを支出してございます。

第2目塵芥処理費では、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設におけるごみの中間処理に要する経費として10億6,113万531円を執行いたしました。前年度に比べ1億7,587万6,811円、率にして19.9%の増加でありました。

12節委託料では4億8,751万7,759円を執行いたしました。うち焼却灰等埋立処分委託は、焼却炉から排出されるばいじんをセメントで固めた固化灰の埋立処分に係る委託で、群馬県草津町内の処分場で1,572トン、山形県米沢市内の処分場で1,717トン、合計3,289トンを1億1,026万6,200円で埋立処分しました。前年度に比べて14トン、率にして0.4%、委託金額で40万6,560円の微増となりました。

また、焼却灰等資源化委託では、ごみ焼却後の不燃物残渣の総量1,777トンを栃木県日光市内の施設で601トン、寄居町の彩の国資源循環工場内の施設で646

トン、また、令和3年度から新たに処理を委託した宮城県栗原市内の施設で530トン資源化いたしました。

なお、固化灰の一部398トンについても、寄居町の彩の国資源循環工場内の施設で資源化を行い、不燃物残渣と合わせた2,175トン道路の路盤材などとして6,596万7,000円で資源化いたしました。資源化量では前年度比44トン、率にして2.0%減少したものの、委託金額は90万6,400円増加いたしました。

次ページをお開きください。

14節工事請負費では、各機器の消耗品の交換及び調整、点検整備など、施設の機能維持を図るためにごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設関係の補修工事10件と、空調機の更新工事を4億8,118万6,600円で執行いたしました。令和3年度は廃熱ボイラーの法定点検やタービンの主要な部品であるローターの工場持込み検査が重なったことなどから費用がかさみ、前年度比1億8,860万6,400円、率にして64.5%の大幅な増加となりました。この工事請負費の増加が、第2目塵芥処理費増加の主な要因となっております。

19ページをご覧ください。

第3目し尿処理費では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費として2,595万4,019円を執行いたしました。

主な支出として、12節委託料では、施設運転管理等業務委託ほか1件の経常的な業務を委託しました。

14節工事請負費では、各機器の消耗品の交換及び調整、点検などを実施し、機能維持を図りました。

第4目リサイクル促進費は、回収された資源物をリサイクルするため、仕分け、圧縮梱包などの中間処理に要する経費で1億

9,479万7,903円を執行いたしました。

主な支出は、12節委託料のうち施設の運転管理業務と粗大ごみ再生業務、及びガラス瓶と廃プラスチックのリサイクルに係る経費1億3,731万5,411円でございます。

次ページをご覧ください。

また、14節工事請負費では、各種機器類の消耗品の交換及び調整、点検など機能維持を図るためにリサイクルプラザ補修工事を4,752万円で執行したほか、空調設備の更新工事を実施いたしました。

第5目リサイクルプラザセンター運営費では5,973万7,455円を支出いたしました。

12節委託料では、障がいのある方20名を含めた35名体制で施設の運営を5,098万8,609円で委託したほか、14節工事請負費では昨年度に続き温室の補修工事を執行し、3か所ある全ての温室の補修が完了いたしました。

次に、第6目長寿命化対策費では、老朽化した設備を再整備し、健全性の向上を図ることによって施設のさらなる長寿命化を実現し、蕨・戸田両市のごみ処理に万全を期すことを目的として、令和4年度までの継続事業の3年目として13億1,661万1,162円を執行いたしました。前年度に比べ9億6,265万9,005円、率にして42.2%の大幅な減少となりました。

12節委託料の一般廃棄物処分委託5,832万2,262円につきましては、基幹的設備改良工事の施工に関し、ごみの処理に支障が生じないように、ご家庭から排出される生活系可燃ごみ処理の一部を前年度と同様に近隣2市に業務委託いた

しました。2市へ委託した処分量は、さいたま市に535.42トン、川口市に1,754.26トンの合計2,289.68トンで、生活系可燃ごみの年間排出量に対し7.0%に相当する量でございました。

なお、前年度に比べ外部委託処分量が3,102.71トン減少したため、委託金額は7,455万8,330円、率にして56.1%の大幅な減少となりました。

14節工事請負費では、ごみ焼却施設に係る基幹的設備改良工事を12億5,828万8,900円で施工いたしました。令和3年度は3炉ある焼却炉のうちC号炉に係る設備の更新を中心に施工いたしました。前年度はA号炉、B号炉の2炉を中心にした整備であったこと、また、し尿処理施設の整備を行ったことから、前年度比8億8,810万675円と費用は大きく減少しております。

なお、粗大ごみ処理施設は令和元年度に、し尿処理施設につきましては令和2年度に既に竣工済みであり、ごみ焼却施設につきましても令和4年度の竣工に向け、焼却灰の搬出コンベア及び排ガス処理に係るコンプレッサーの更新などを残すのみとなっております。

21ページをご覧ください。

第4款公債費では、元金と利子を合わせて6,283万8,781円を償還いたしました。前年度に比べ500万6,803円の増加で、決算年度末の未償還元金は、令和3年度の借入額5億7,600万円を含め20億7,341万4,991円となりました。

第5款諸支出金の第1目基金費では、将来の施設整備に備えて6,105万738円を積立ていたしました。蕨・戸田両市による施設整備基金分担金6,000万円に

加え、定期預金による資金運用益105万738円を積立てしております。

最下段、歳出合計欄をご覧ください。

以上、歳出合計は31億6,015万1,520円となり、前年度比で7億5,386万9,689円、率にして19.3%の減少となり、予算に対する執行率は98.1%でございました。

主な減少要因といたしましては、基幹的設備改良事業のごみ焼却施設で、令和3年度は全部で3炉あるごみ焼却炉のうちC号炉1系統の改良を実施したのに対し、前年、令和2年度にはA号炉・B号炉の2系統の設備の改良工事の施工に加え、し尿処理施設に係る基幹的設備改良工事を施工したことなどから、第3款衛生費の支出が大きく減少したためでございます。

以上で、事項別明細書によるご説明を終わります。

続いて、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

以上、ご説明いたしましたとおり、令和3年度決算における歳入歳出差引額は1億2,271万3,773円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額も同額の1億2,271万3,773円となりました。

続いて、財産に関する調書についてご説明いたしますので、29ページをお開きください。

令和3年度は、土地と建物について財産の増減はございませんでした。

次ページをお開きください。

物品につきましても、土地、建物と同様に増減はございませんでした。

それでは、31ページをご覧ください。

最後に、基金についてご説明いたします。

蕨戸田衛生センター組合施設整備基金は、平成19年度に基金条例を制定し、積立てを始めたもので、以降、蕨・戸田両市からの施設整備基金分担金や運用益を積み増し、決算年度末での残高は13億5,019万2,274円となりました。

なお、決算年度末時点で全額を定期預金として資金運用中でございます。

以上で決算の説明を終わりますが、決算の資料として、参考資料1と2のほか、A3版1枚の決算の概要と財務書類を作成しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

◎決算認定に関する代表監査委員の報告

○峯岸義雄議長 ここで、大変お忙しい中、今井良助代表監査委員にご出席をいただいておりますので、決算審査の経過並びに結果についてご報告をお願いいたします。

今井良助代表監査委員。

[今井良助代表監査委員 登壇]

○今井良助代表監査委員 これより令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計の決算審査について報告いたします。

審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき管理者より決算書及び法律に定める書類の提出を受け、去る8月25日に実施いたしました。

審査の結果、決算書及び法律に定める書類は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、また、予算執行についても適正であると認められました。

令和3年度の決算額は、歳入が32億8,286万5,293円、歳出が31億6,015万1,520円となり、歳入歳出の差引きの1億2,271万3,773

円は翌年度会計に繰越しとなっております。

前年度決算書類と比較いたしますと、歳入歳出ともに約19%の減額となっておりますが、これは基幹的設備改良工事の規模が前年度に比べ縮小したものでした。工事の出来高は96.3%に達し、各施設の更新による長寿命化、ダイオキシン類の削減や電力使用量の減額などの成果が表れてきています。

一方、更新対象でない設備については、さらに長期間の稼働が見込まれます。組合の各施設は蕨・戸田市民の衛生的で快適な暮らしに必要な不可欠なものであり、安全で安定した稼働が求められますので、このことを踏まえ、計画的な保全に努めてください。

次に、ごみの搬入状況を前年度と比較しますと、生活系ごみは減少したものの、コロナ禍以前の水準までは減少しておらず、また、事業系ごみについては減少傾向が継続しており、手数料収入への影響が見受けられました。今後の動向を注視しながら、引き続き減量化や資源化に必要な施策を蕨、戸田及び組合の三者が連携し、市民や事業者の協力と理解を得ながら推進してください。

以上、申し上げました内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございますので、ご確認いただければと存じます。

以上をもちまして、決算審査の報告いたします。

◎休憩の宣告

○峯岸義雄議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 0時22分休憩

午後 0時22分再開

◎再開の宣告

○峯岸義雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎認定第1号及び議案第10号から
議案第13号に対する質疑

○峯岸義雄議長 これより、認定第1号及び議案第10号から議案第13号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎認定第1号及び議案第10号から
議案第13号の委員会付託

○峯岸義雄議長 これより委員会付託に入ります。

お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、議案第10号から議案第12号については総務常任委員会に、認定第1号及び議案第13号の各所管事項については総務、業務両常任委員に付託いたします。

◎散会の宣告

○峯岸義雄議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、11月18日午前10時でございます。よろしくご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 0時24分散会

第 1 日 11月14日(月) ○委員会

第 2 日 11月15日(火) ○休 会

第 3 日 11月16日(水) ○休 会

第 4 日 11月17日(木) ○休 会

令和 4 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月18日（金）

令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第5日

令和4年11月18日（金）

議事日程

1. 開 議
2. 委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
3. 一般質問
4. 管理者提出議案の追加上程
 - (1) 議案第14号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について
 - (2) 議案第15号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について
5. 議案第14号及び議案第15号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決
6. 付託事件に対する委員長報告
7. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 認定第1号 令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
 - (2) 議案第10号 蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
 - (3) 議案第11号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例
 - (4) 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第13号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
8. 討 論
9. 採 決
10. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
11. 閉 会

令和4年11月18日(金)

◇出席議員 (19名)

1番	武下 涼	議員	2番	宮下 奈美	議員
3番	中野 高ゆき	議員	5番	古川 歩	議員
6番	本田 てい子	議員	7番	大石 圭子	議員
8番	根本 浩	議員	9番	三輪 かずよし	議員
10番	前川 やすえ	議員	11番	小金澤 優	議員
12番	むとう 葉子	議員	13番	竹内 正明	議員
14番	野澤 茂雅	議員	15番	矢澤 青河	議員
16番	本田 哲	議員	17番	峯岸 義雄	議員
18番	そごう 拓也	議員	19番	山崎 雅俊	議員
20番	榎本 守明	議員			

◇欠席議員 (1名)

4番 今井 陽子 議員

◇職務のため出席した者

甲斐 基樹 書記長

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	小谷野賢一	嘱託
菅原 文仁	副管理者	有里 友希	嘱託
奥田 純子	会計管理者	加藤 宏之	嘱託
渡辺 靖夫	事務局長	吉野 博司	嘱託
山本 義幸	次長	栗原 誠	嘱託
木村 和正	総務課長		

令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第2号

令和4年11月18日（金曜日）
午前10時00分開議

◎開議の宣告

○**峯岸義雄議長** これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○**峯岸義雄議長** 本日の議事日程につきましては、ただいまお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎議会運営委員会委員長報告

○**峯岸義雄議長** 最初に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○**7番 大石圭子議員** おはようございます。

本日、追加議案提出に伴う議事日程の追加について議会運営委員会を開催いたしました。

その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に議事日程をお配りしましたので、ご参照をお願いいたします。

議案第14号及び議案第15号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」の審議について、本日の日程に追加し、一般質問の後に上程、提案説明、質疑を行う。

また、人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議することに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

たきます。

○**峯岸義雄議長** ただいま議会運営委員会委員長から報告のありました議案第14号及び議案第15号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認め、本日の議会日程に追加いたします。

◎一般質問

○**峯岸義雄議長** 続いて一般質問に入ります。一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の一括追加上程

○**峯岸義雄議長** これより、管理者提出議案の追加上程に入ります。

提出された議案は人事案件2件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第14号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について

議案第15号 蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について

○**峯岸義雄議長** 以上、朗読いたしました管理者提出議案を一括して議題といたします。

◎管理者提出議案の説明

○**峯岸義雄議長** これより議案第14号及び議案第15号を議題とし、先議いたします。提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 おはようございます。

提案理由を申し上げる前にご報告申し上げます。

当組合の公平委員会委員を平成14年12月から20年にわたり務めていただきました秋元善行氏が、11月13日にご逝去されました。

ここに心よりご冥福をお祈りするとともに、公平委員会委員の立場で組合運営にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

それでは、上程いたしました追加議案についてご説明申し上げます。

議案第14号及び議案第15号につきましては、蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意についてであります。関連がありますので、一括して申し上げます。

本案2件は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会の選任について、前任者の残任期間及び新たな任期について、選任の同意を求めるものであります。

議案第14号は、現在委員が欠員となっておりますので、その残任期間について、議案第15号は、現在の委員の任期が来る12月10日までとなりますので、改めて、新たな任期について選任の同意を求めるものとなります。

関係法規の規定に基づき、ここに提案をするものであります。

委員につきましては、戸田市に推薦方をお願いをしたところ、牛山久仁彦氏の推薦がありました。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

◎議案第14号及び議案第15号に対する質疑、委員会付託、討論、採決

○峯岸義雄議長 お諮りいたします。

本案2件は、質疑を終結し、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

討論を終結し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第14号及び議案第15号「蕨戸田衛生センター組合公平委員会委員の選任の同意について」であります。本案2件は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案2件は同意することに決定いたしました。

◎付託事件に対する委員長報告

○峯岸義雄議長 続いて、認定第1号及び議案第10号から議案第13号を議題といたします。

各常任委員会委員長から審査の経過並びに結果についてご報告を求めます。

総務常任委員長については、体調不良のため、副委員長より報告を求めます。

9番 三輪かずよし議員。

〔9番 三輪かずよし議員 登壇〕

○9番 三輪かずよし議員 おはようございます。

ただいまから榎本総務常任委員会委員長

に代わりまして、私から委員長報告を行わせていただきます。

去る11月14日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、決算認定1件、条例案3件、予算案1件の5件であります。

最初に、認定第1号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、まず歳入の部について質疑に入り、第1款分担金及び負担金について委員より、施設整備基金分担金について、令和2年度に対して2,000万円増額した理由と施設整備基金の目的に沿ってどのような施設の整備を考えているのかとの質疑があり、事務局より、施設整備基金については、以前は毎年1億円の積立を行っていたが、基幹的設備改良工事を行った関係で、当初予算では4,000万円を計上していた。諸収入等の収入が好調であったため2,000万円増額して6,000万円となった。

今後の基金の目的については、将来の施設更新に向けた積立であり、今後は従来どおり1億円、さらにはより多く積立を行っていきたいと考えているとの説明がありました。

第6款諸収入について、委員より、回収資源売払金について、一部の品目の売上額が過去最高値となった理由と今後の見通しについて質疑があり、事務局より売払額が過去最高値となった理由については、円安により原料の輸入価格が上がっているため、再生したほうが安価となるということ、ま

た脱酸素社会に向けた二酸化炭素排出の抑制が課題となっている中、各企業でも原油を新たに使用するよりも、資源としてそのものを使う取組を進めている中で、需要が多くなっているためと考えている。

令和4年度の見通しについては、鉄類の値下がりの状況はあるものの、全体としては前年度の年平均よりも好調に推移していると考えているとの説明がありました。

他の委員より、回収資源売払金について、全体では戸田市と蕨市の量の割合は、戸田市の人口が多い分、1.5倍から2倍多くなっているが、雑紙についてはほぼ同程度となっている。これは回収方法の違いによるものであるのかとの質疑があり、事務局より、雑紙の量の割合については、以前より同じ状況となっている。蕨市のほうが1人当たりの排出量が多いと考えているが、回収方法はいずれの市も週1回となっており、違いはないものとの説明がありました。

続いて、歳出の部について質疑に入り、第2款総務費について、委員より、健康診断委託及びストレスチェック業務委託について実施方法と実施した結果、心身の健康上問題のある職員がいたのか、いた場合の対応について質疑があり、事務局より、健康診断委託については、高齢となるとそれなりの結果となるが、おおむね問題ないと考えている。ストレスチェックについては、職員個人の結果は、本人の理解がないと、職場に提供されない仕組みになっているが、職場全体の傾向としては問題ないという結果になっている。職員からカウンセリングを受けたいという申出があれば、対応していくが、実績はないとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管の事項について全員異議なく、

認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号「蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」について申し上げます。

委員より、定年退職年齢の引上げについて、直近で対象となる職員がいるかとの質疑があり、事務局より、令和4年度に対象となる職員はいない。現在55歳の職員が令和8年度に対象となり、それ以降の職員については、経過措置後の65歳定年退職となるとの説明がありました。

また、委員より、職員体制について、30代から40代の職員層が厚い状況であるが、これらの職員が退職となった際に問題が生じないのか、対応策の検討状況について質疑があり、事務局より、30代後半から40代前半の職員が退職を迎えたときの対応については、職員の採用計画と職員定数を十分検討しながら、必要となる職員数については新規に採用していくとの説明がありました。

さらに委員より、定年退職年齢の引上げと相まって、賃金も7割程度に減ることになるが、衛生センターの運営に当たって必要な資格を有する職員についても賃金を削減することになるので、そういった職員に対しても今回の条例によってどのように変わっていくのか、丁寧な説明をお願いしたいとの要望がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」について申し上げます。

委員より、この条例の制定によって、会

計年度任用職員へ移行する職員はいるのかとの質疑があり、事務局より、この条例の制定の目的は、育児休業を取得した職員がいた際などに対応するためとなっている。今後そのような状況となったら対応していくことになるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

本案は質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○**峯岸義雄議長** 続きまして、業務常任委員会委員長 7番 大石圭子議員。

〔7番 大石圭子議員 登壇〕

○**7番 大石圭子議員** ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

去る11月14日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定1件、予算案1件であります。

最初に、認定第1号「令和3年度蕨戸田

衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」中、当委員会所管事項について申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、目別に質疑に入りました。

まず、第1目清掃総務費について委員より、分析委託について、令和3年度の分析の回数変更の理由について、また分析回数の決定について質疑があり、事務局より、分析の回数については、例年同じ回数で実施しているが、令和3年度に限っては、基幹的設備改良工事に伴う運転サイクルの変更により、排ガスの分析を12回から9回に変更したとの説明がありました。

次に、第2目塵芥処理費について委員より、需用費の薬品費などについて、令和3年度中、原材料の値上げなどによる影響があったか、また今後の対策についての質疑があり、事務局より、薬品費については、多くの種類の薬品の中で価格が上昇したものもあるという状況であり、今後は社会情勢等による価格変動に注視し、必要な薬品等を確保するよう予算等で取り組んでいくとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、目別に質疑に入りました。

第4目リサイクル促進費について、委員より、時間外手当超過分の時間と人数の内訳について質疑があり、事務局より、1人1時間当たり2,310円、時間は延べ

320時間となる。人数の内訳は、ペットボトルラインが対象で5人から8人で運転を行うということから積算しているとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第13号中、当委員会所管事項について全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○**峯岸義雄議長** 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

◎再開の宣告

○**峯岸義雄議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○**峯岸義雄議長** これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

◎再開の宣告

○峯岸義雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○認定第1号の採決—認定

○議案第10号の採決—可決

○議案第11号の採決—可決

○議案第12号の採決—可決

○議案第13号の採決—可決

○峯岸義雄議長 これより討論、採決に入ります。

認定第1号「令和3年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本認定に関する各委員長の報告は、認定であります。

本認定を各委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本認定は各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第10号「蕨戸田衛生センター組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○峯岸義雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する各委員長の報告は、原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は各委員長の報告のとおり
原案を可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○**峯岸義雄議長** 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○**峯岸義雄議長** 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 峯 岸 義 雄

署名議員 古 川 歩

署名議員 矢 澤 青 河